

東筑紫短期大学 学則

第1章 総 則

第1条 本学は高等学校教育の基礎の上に教養を高め、人格の完成をはかり、特に保育及び食物栄養に関する専門的知識技能を授け以て生活文化の向上に寄与することを目的とする。

第2条 本学は東筑紫短期大学と称する。

第3条 本学は北九州市小倉北区下到津五丁目1番1号に置く。

第2章 学科・修業年限及び定員

第4条 本学には次の学科を置く。

保育学科

食物栄養学科

2 各学科における人材養成に関する目的その他教育研究の目的は、以下に定めるとおりとする。

(1) 保育学科 建学の精神に則り、幼児期という人間形成のもっとも重要な時期に寄り添える質の高い保育者養成を教育目的とする。保育者に求められる一般教養、専門知識の修得に加え、人格を陶冶し、高度なコミュニケーション能力や応用力を養う実践的な教育を行い、もって地域の幼児教育を主導し得る人材を育成する。

(2) 食物栄養学科 建学の精神に則り、生きることの根幹をなす「食」について多様な角度から支援できる質の高い栄養士養成を目的とする。「食のスペシャリスト」として変化する社会的要請を認識し、それに応え得る行動力と解決力を養う実践的な教育を行い、もって地域の健康づくりの推進において中核的な役割を果たし得る人材を育成する。

第5条 各学科の修業年限は2カ年とする。

但し、在学期間は4年をこえることはできない。

第6条 本学の学生定員は次のとおりである。

科 別	定 員	
	入 学 定 員	収 容 定 員
保 育 学 科	150 人	300 人
食 物 栄 養 学 科 ¹	70 人	140 人

1 この学科は栄養士養成課程で、学級数は各学年2クラスとする。

2 専攻科の学生定員は次のとおりである。

名 称	入 学 定 員	収 容 定 員
専攻科 介護福祉専攻	30 人	30 人

第3章 学科別授業科目

第7条 授業科目は、一般教育科目、専門教育科目、教職に関する専門教育科目、資格取得に関する科目とする。

第8条 各学科の授業科目と単位数は次のとおりである。

1. 一般教育科目（各科共通）

授 業 科 目	開講単位数	必修単位数	選択単位数	備 考
人 文 科 学 関 係 科 目				
哲 学	2		2	
心 理 学	2		2	
宗 教 学	2		2	
文 学	2		2	
倫 理 学	2		2	
美 術	2		2	
芸 術 論	2		2	
国 語	2		2	
社 会 科 学 関 係 科 目				
日 本 国 憲 法	2		2	
法 学	2		2	
経 済 学	2		2	
社 会 学	2		2	
文 化 史	2		2	
社 会 福 祉	2		2	
自 然 科 学 関 係 科 目				
統 計 学	2		2	
生 物 学	2		2	
地 球 と 生 命	2		2	
生 活 科 学	2		2	
化 学	2		2	
物 理 学	2		2	
情 報 処 理 学	2		2	情報機器の操作を含む
人 間 科 学	2		2	
総 合 科 目				
国 際 理 解	2		2	講義と研修
外 国 語 関 係 科 目				
英 語 I	1	1		コミュニケーションを含む
英 語 II	1	1		コミュニケーションを含む
体 育 関 係 科 目				
ス ポ ー ツ 健 康 科 学 I	1	1		
ス ポ ー ツ 健 康 科 学 II	1	1		

2. 専門教育科目

(1) 保育学科

授業科目		開講単位数	必修単位数	選択単位数	備考
教職に関する科目	音楽	音楽基礎	1	1	
		器楽基礎Ⅰ	1	1	
		器楽基礎Ⅱ	1		1
		器楽応用	1		1
		音楽演習(わらべ歌)	1		1
		音楽演習(合奏)	1		1
教職に関する科目	保育の内容・方法に関する科目	保育指導論	2		2
		教育課程・保育計画と評価	2		2
		保育内容総論	2	2	
		保育内容総論演習	1	1	
		健康	1	1	
		人間関係	1	1	
		環境	1	1	
		言葉	1	1	
		表現	1	1	
		保育内容(子どもと環境)	1		1
		子どもの図画工作Ⅰ	1		1
		子どもの図画工作Ⅱ	1		1
		幼児体育	1		1
		子どもの表現	1		1
		乳児保育Ⅰ	2		2
		乳児保育Ⅱ	1		1
		子どもの健康と安全	1	1	
		障害児保育Ⅰ	1		1
		障害児保育Ⅱ	1		1
社会的養護Ⅱ	1		1		
子育て支援	1		1		
保育の本質・目的に関する科目		社会福祉	2	2	
		子ども家庭福祉	2	2	
		子ども家庭福祉演習Ⅰ	1		1
		子ども家庭福祉演習Ⅱ	1		1

授	業	科	目	開講単位数	必修単位数	選択単位数	備	考
する科目	保育の本質・目的に関	子ども家庭支援論		2		2		
		保育原理		2	2			
		社会的養護 I		2		2		
		教職概論		2		2		
		教育原理		2		2		
		保育制度論		1		1		
教職に関する科目	保育の対象の理解に関する科目	教育心理学		2		2		
		幼児の理解と教育相談		2		2		
		子ども家庭支援の心理学		2		2		
		発達心理学		2		2		
		子どもの保健		2	2			
		子どもの食と栄養 I		1	1			
科目	教職に関する	子どもの食と栄養 II		1	1			
		保育実習 I		4		4		
		保育実習指導 I		2		2		
		保育実習 II		2		2		
		保育実習 III		2				
		保育実習指導 II		1		1		
		保育実習指導 III		1				
		保育・教職実践演習(幼稚園)		2		2		
		教育方法論		2		2		
		特別支援教育概論		1		1		
教育実習事前・事後指導		1		1				
教育実習		4		4				
専門教育科目	キャリア教育演習 I		1		1		初年次教育含む	
	キャリア教育演習 II		1		1			
	在宅保育論		2		2			
	子ども音楽療育概論		2		2			
	子ども音楽療育演習		1		1			
	子ども音楽療育実習		1		1			

(2) 食物栄養学科

授 業 科 目		開 講 単 位 数	必 修 単 位 数	選 択 単 位 数	栄 養 士 必 修 単 位 数	備 考
社会生活 と 健康	公 衆 衛 生 学	2	2	2	2	
	社 会 福 祉 概 論	2			2	
人体の構造と機能	解 剖 生 理 学 I	2	3	7	2	
	解 剖 生 理 学 II	2			2	
	解 剖 生 理 学 実 験	1			1	
	生 化 学	2			2	
	生 化 学 実 験	1			1	
	運 動 生 理 学	2			2	
食品と衛生	食 品 学 総 論	2	5	3	2	
	食 品 学 実 験	1			1	
	食 品 学 各 論	2			2	
	食 品 衛 生 学	2			2	
	食 品 衛 生 学 実 験	1			1	
栄養と健康	栄 養 学 総 論	2	6	13	2	
	栄 養 学 各 論	2			2	
	栄 養 学 実 習	1			1	
	臨 床 栄 養 学 I	2			2	
	臨 床 栄 養 学 II	2			2	
	臨 床 栄 養 学 実 習 I	1			1	
	臨 床 栄 養 学 実 習 II	1			1	
栄養の指導	栄 養 指 導 論 I	2			2	
	栄 養 指 導 論 II	2			2	
	栄 養 指 導 実 習 I	1			1	
	栄 養 指 導 実 習 II	1			1	
	公 衆 栄 養 学	2			2	
給食の運営	給 食 管 理	2	5	4	2	
	給 食 管 理 実 習 I	1			1	校外実習
	給 食 管 理 実 習 II	1			1	校外実習
	調 理 学	2			2	
	調 理 学 実 習 I	1			1	
	調 理 学 実 習 II	1			1	
	調 理 学 実 習 III	1			1	

授 業 科 目	開講単位数	必修単位数	選択単位数	備 考
微 生 物 学	2		2	
基 礎 化 学	2	2		
情 報 処 理 学 演 習 I	2		2	
情 報 処 理 学 演 習 II	1		1	
保 育 学	2	2		
フ ー ド ス ペ シ ャ リ ス ト 論	2		2	
フ ー ド コ ー デ ィ ネ ー ト 論	2		2	
食 品 の 官 能 評 価 ・ 鑑 別 演 習	2		2	
食 品 流 通 論	2		2	
海 外 研 修	1		1	
臨 床 検 査 デ ー タ 解 析	2		2	
コ ン ピ ュ ー タ リ テ ラ シ ー	1		1	
薬 理 学	2		2	
初 年 次 教 育 ・ キ ャ リ ア ア ッ プ 演 習 I	1	1		
キ ャ リ ア ア ッ プ 演 習 II	1	1		

3. 教職に関する専門教育科目

食物栄養学科

授 業 科 目	開講単位数	必修単位数	選択単位数	備 考
児 童 ・ 生 徒 の 栄 養 指 導	2		2	
教 育 原 理	2		2	
教 職 概 論	1		1	
教 育 心 理 学	2		2	
特 別 支 援 教 育 概 論	1		1	
教 育 課 程 論	1		1	
道 徳 ・ 総 合 的 な 学 習 お よ び 特 別 活 動	1		1	
教 育 方 法 論	1		1	
生 徒 指 導 と 教 育 相 談	2		2	カウンセリング含む
栄 養 教 育 実 習 事 前 ・ 事 後 指 導	1		1	
栄 養 教 育 実 習	1		1	
教 職 実 践 演 習 (栄 養 教 諭)	2		2	

4. 資格取得に関する科目

授 業 科 目	開講単位数	必修単位数	選択単位数	備 考
病 院 管 理 学	2		2	
医 療 事 務 概 論	2		2	
診 療 報 酬 請 求 事 務 I	1		1	
診 療 報 酬 請 求 事 務 II	1		1	
医 療 秘 書 実 務	1		1	
医 療 秘 書 実 務 実 習	1		1	
公 衆 衛 生 学	2		2	
レ ク リ エ ー シ ョ ン 概 論	2		2	
レ ク リ エ ー シ ョ ン 実 技	2		2	

第 4 章 履修方法及び課程修了の認定

第 9 条 各学科の履修すべき授業科目の履修方法は次のとおりである。

1. 各授業科目に対する課程を修了した者には単位を与える。
2. 各授業科目に対する単位数は次の基準により計算する。
 - イ. 講義については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - ロ. 演習については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。但し、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
 - ハ. 実験・実習及び実技については 45 時間をもって 1 単位とする。但し、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- 2 学生は、当該年度において履修する授業科目を開講の始めに登録しなければならない。
- 3 各年次にわたり適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数については、1 年間または 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定める。
- 4 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

第 10 条 各学科の学生は卒業するためには、次の基準に従わなければならない。

1. 2 年以上在学し以下の定めにより 62 単位以上修得しなければならない。
2. 一般教育科目は人文科学、社会科学及び自然科学の 3 分野より 8 単位以上、外国語科目は 2 単位以上、体育科目は講義・実技各 1 単位以上修得すること。
3. 専門教育科目は必修科目を含めて 46 単位以上修得すること。

第 11 条 教員免許状を得ようとする者は前条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目について所定の単位を修得しなければならない。

所定の単位を修得した者には次のとおりの免許状が授与される。

幼稚園教諭二種免許状 保 育 学 科

栄養教諭二種免許状 食物栄養学科

- 2 保育学科の学生で保育士資格を得ようとする者は、前条の規定のほか児童福祉法及び同法施行規則ならびに指定保育士養成施設指定・運営基準に定める所定の単位を修得しなければならない。(具体的には細則に示す。)
- 3 食物栄養学科の学生で栄養士の免許を得ようとする者は、前条による規定のほか栄養士法施行令及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

第 12 条 単位修得の認定は試験成績もしくは、実習製作品により、更に平常の学習状況を参酌してこれを行う。

第 13 条 試験は毎年 2 回とし、前期及び後期の終わりに定期に施行する。
但し、定期試験のほか随時に試験を行うことがある。

第 14 条 試験の成績は、秀・優・良・可・不可で表し、秀・優・良・可を合格とする。

第 15 条 試験に関する細部の規定は別にこれを定める。

第 16 条 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修し所定の単位を修得した者には卒業証書を授与する。

- 2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第 17 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、15 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことができる単位数は、前項及び第 18 条第 2 項の単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。
- 3 第 2 項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第 18 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 1 項により修得したものとみなした単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。
- 3 前 2 項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第 19 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前の前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 15 単位を超えないもの

とする。

4 前3項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第5章 入学・退学・休学・転学・復学

第20条 入学は学年始めとする。

第21条 本学に入学し得る者は次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

1. 高等学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
3. 文部科学大臣の指定した者
4. 高等学校卒業程度認定試験（旧 大学入学資格検定）に合格した者
5. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
6. 本学において相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第22条 本学に入学を許可すべき者は入学試験により学長がこれを決定する。

第23条 入学試験に関する細則は別に之を定める。

第24条 入学志願者は次の書類に受験料 25,000 円（大学入学共通テスト利用試験の場合は 10,000 円）を添えて学長に願い出なければならない。

1. 入 学 願 書
2. 調 査 書
3. 卒業証明書又は資格証明書及び志望理由書

第25条 入学の許可を得た者は所定の誓約書に入学金を添え指定の期日迄に提出しなければならない。入学金は 230,000 円とする。

第26条 前条の誓約書に連署する保護者は親族または縁故者で学生の在学中の一切の責任を負う者である。

保護者が北九州市及び附近の通学距離内に在住しない場合は連絡責任者を定めなければならない。

第27条 保護者が死亡又は前条の要件を失った場合は手続きの更新をしなければならない。

1. 保護者を変更しようとするときも同様である。
2. 保護者が転居したときは速やかに届出なければならない。
3. 連絡責任者を変更したときも同様である。

第28条 退学を願う者は、その理由を記して保護者連署をもって学長に願い出て許可を受けなければならない。

但し、疾病のため退学しようとする場合は医師の診断書を添付しなければならない。

第 29 条 次の各号の 1 に該当する者は除籍する。

1. 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。
2. 正当の理由がなく出席常でない者。
3. 授業料その他納入金を納入しない者。

第 30 条 前条第 3 号により除籍となった者が、復籍を願い出た時は、教授会の議を経て復籍することができる。但し、未納の学費を納付しなければならない。

- 2 前項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第 31 条 病気その他やむを得ない事由により引続き 3 ヶ月以上修学することのできない者は学長の許可を得て休学することができる。

休学はその年度に限る。但し、特別の事情があるときは更に 1 年以内の休学を許可することがある。

休学期間は在学期間に算入しない。

第 32 条 休学期間中にその休学の事由がなくなった場合は保護者連署をもって学長に願い出て復学することができる。

第 33 条 退学した者が、1 年以内に再入学を願い出た時は、学年度始めにおいて詮衡の上、原学年に入学許可することがある。

第 34 条 勉学上やむを得ない事由により転学を要する者がその事由を詳記し、保護者連署をもって学長に願い出た時は転学を許可することがある。

第 35 条 勉学上やむを得ない事由により他の大学より転学を希望する者に対しては第 15 条乃至第 22 条の規定に準じ試験を経て相当学年に入学を許可することがある。

第 36 条 前条により入学を許可された者に対しては、前大学に在学した期間を修業年限に通算するものとする。但し、単位の算定に関しては教授会の議を経てこれを決定する。

第 6 章 授業料その他の学費

第 37 条 学費は授業料・教育充実費・実験実習維持費とし、授業料は年額 630,000 円、教育充実費は年額 220,000 円、実験実習維持費は年額 80,000 円とする。

学費は前・後期 2 期分納とする。但し、申し出によって更に分割納入を認めることがある。

第 38 条 学生は所定の期日までに学費を納付しなければならない。

- 2 授業料その他諸納付金に関する細部の規定はこれを別に定める。

第 39 条 学費は休学の場合は免除する。

但し、休学の始まる前日及び休学の終わった翌日の属する期の学費は納付しなければならない。

- 2 前期又は後期中途で退学又は第 29 条第 1 号及び第 2 号により除籍された者の該当期分の学費は徴収する。
- 3 停学期間中の学費は徴収する。

第 40 条 一旦納めた検定料、入学金及び学費等はいかなる理由によるも返付しない。

第 41 条 学費を納めない者は、これを納めた後でなければ試験を受けることができない。

第 42 条 その他諸納付金については別にこれを定める。

第 43 条 成績優秀な者であってやむを得ない事情により学資の支弁困難な者に対しては教授会の議を経て学費を免除あるいは貸与することがある。

これらの場合に関する細部の規定はこれを別に定める。

第 7 章 教員組織及び教授会

第 44 条 本学には学長・学長補佐・教授・准教授・講師・助教、助手・副手・事務職員及びその他の職員を置く。

2 学長は、本学教育事業及び事務を総括主宰するとともに、すべての校務をつかさどり、所属の教職員を統督する。

第 45 条 東筑紫短期大学に教授会を置く。

第 46 条 教授会は学長がこれを招集する。

但し、学長にやむを得ざる支障ある場合は予めその指名した者がこれに代わって招集することがある。

第 47 条 教授会の組織に学長・学長補佐・教授・准教授・講師・助教その他の専門性を有する職員を加えることができる。

第 48 条 教授会は次に掲げる教育研究に関する事項を審議する。尚、教授会は次の事項に関して、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

1. 学位の授与

2. 学則及びその他学内規則の制定・改廃に関する事項

3. 教育課程及び授業に関する事項

4. 入学試験に関する事項

5. 学生の試験並びに課程修了に関する事項

6. 学生の入学、成績考査及び卒業に関する事項

7. 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項

8. 教員の教育研究及び教育研究業績等の審査に関する事項

但し、資格審査に関する教育研究業績等の審査に関しては「資格審査委員会規程」に基づくものとする。

9. 自己点検・評価に関する事項

2 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。

第8章 専攻科

第49条 本学に専攻科を設け、次の専攻を置く。

専攻科 介護福祉専攻

- 2 介護福祉専攻においては、建学の精神の理念を育み、地域社会に信頼され貢献する介護福祉士の育成を目指し、専門教育ならびに社会性を修得することを教育目的とする。

第50条 専攻科の修業年限は1ヶ年とする。

但し、在学期間は2年を超えることはできない。

第51条 専攻科の入学定員は30名とする。

第52条 専攻科の教育課程は別表1のとおりとする。

- 2 専攻科の授業は合併授業若しくは合同授業は行わないものとする。

第53条 専攻科を修了するためには54単位（1,205時間）以上を修得しなければならない。

- 2 単位の認定において、学則第17条から第19条の規定は適用しない。
- 3 1年以上在学し、所定の授業科目を履修し所定の単位（時間数）を修得した者には、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。
- 4 学長は修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

第54条 専攻科において、介護福祉士の資格を取得するためには、前条第1項に規定する修了の要件を充足し、かつ社会福祉士及び介護福祉士法及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則の規定に基づき、本学所定の53単位（1,245時間）を履修しなければならない。

第55条 専攻科に入学することのできる者は学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学できる者であって、厚生労働大臣の指定した保育士養成施設を卒業した者とする。

第56条 専攻科に入学を許可すべき者は入学試験により学長がこれを決定する。

- 2 入学試験に関する細則は別にこれを定める。

第57条 専攻科の入学志願者は次の書類に受験料を添えて学長に願出しなければならない。

1. 入学願書
2. 卒業証明書又は資格証明書
3. 最終学校の成績証明書

第58条 専攻科に入学の許可を得た者は所定の誓約書に入学金を添え指定の期日迄に提出しなければならない。

- 2 入学は学年始めとする。

第59条 退学については第28条を準用する。

- 2 休学については第31条及び第32条を準用する。
- 3 前項の休学期間は1年以内とし、第50条に定める在学期間に算入しない。
- 4 専攻科においては第34条の規定にかかわらず、転入学及び編入学は認められないものとする。

第 60 条 専攻科の入学検定料、入学金、授業料その他の学費は、別表 2 のとおりとする。

第 61 条 専攻科に関し本章に定める以外の事項は、本学則の定めるところによる。

第 9 章 図書館その他附属施設

第 62 条 本学に図書館を設ける。
図書館に関する規定は別に定める。

第 63 条 本学に附属研究所を設ける。
附属研究所に関する規定は別に定める。

第 10 章 科目等履修生・特別聴講学生

第 64 条 本学において、一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 前項で履修を許可された科目等履修生に対し単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

第 65 条 本学において、他の短期大学又は大学との単位互換協定により前条の規定による学生の履修を許可する場合は『特別聴講学生』として取り扱う。

2 特別聴講学生に関して必要な事項については、別に定める。

第 11 章 外国人留学生

第 66 条 外国人で本学に入学を志願する者に対しては、特別選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第 12 章 学年・学期及び休業日並びに授業日数

第 67 条 学年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 68 条 学年度は次の学期にわける。

前 期	4 月	1 日より	9 月	20 日迄
後 期	9 月	21 日より	3 月	31 日迄

第 69 条 休業日は次の如く定める。

但し、学長が必要と認めた場合、休業日といえども授業を行うことがある。

1. 日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
1. 本学創立記念日 3月 3日
1. 春季休業 3月 26日より 4月 4日迄
1. 夏季休業 8月 11日より 9月 10日迄
1. 冬季休業 12月 25日より 1月 7日迄

第 70 条 1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35 週にわたり 210 日を原則とする。

第 13 章 賞 罰

第 71 条 勉学上特に優秀な業績のあった者に対しては、教授会の議を経て学長が之を表彰する。

第 72 条 本学の規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する者はこれを懲戒する。

懲戒は譴責、停学及び退学とする。

第 73 条 退学は次の各号の 1 に該当する者に対して行う。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
2. 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第 74 条 学生が会、団体、クラブ等を組織し、あるいはこれに参加しようとするときは、その旨を届出て学長の許可をうけなければならない。

但し、会等を組織し、その目的を達成した場合は自然解散するものとし、その目的に違反した行為があるときは解散を命ずることがある。

第 14 章 学 生 寮

第 75 条 本学に学生寮を設ける。

第 76 条 学生寮に関する細部の規定は別にこれを定める。

第 15 章 自己点検・評価

第 77 条 本学は、教育研究の水準の向上を図り、本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検・評価を行う。

第 78 条 自己点検・評価については別にこれを定める。

第 16 章 公 開 講 座

第 79 条 学校教育法第 107 条に基づき、社会人の教養を高め、地域社会の文化の向上に資するため、

本学に公開講座を開講することがある。

附 則

1. 本学則は令和5年4月1日から之を施行する。
2. 令和4年度以前の入学生については旧学則による。

別表 1 (第 52 条関係)

開講科目一覧

授 業 科 目	開講単位数	開講時間数	必修時間数	選択時間数
社 会 の 理 解	2	30	30	
人間関係とコミュニケーション	1	15	15	
介 護 の 基 本 I	4	90	90	
介 護 の 基 本 II	4	90	90	
コミュニケーション技術	2	60	60	
生 活 支 援 技 術 I	2	60	60	
生 活 支 援 技 術 II	3	90	90	
生 活 支 援 技 術 III	2	60	60	
生活支援技術（形態別）	1	30	30	
生活支援技術（福祉住環境論）	2	30	30	
生活支援技術（家事の介護）	2	30	30	
介 護 過 程 I	3	90	90	
介 護 過 程 II	2	60	60	
介 護 総 合 演 習 I	1	30	30	
介 護 総 合 演 習 II	1	30	30	
介 護 実 習 I	2	90	90	
介 護 実 習 II	3	120	120	
こころとからだのしくみ I	2	30	30	
こころとからだのしくみ II	2	30	30	
発 達 と 老 化 の 理 解	2	30	30	
認 知 症 の 理 解	4	60	60	
障 害 の 理 解	2	30	30	
医 療 的 ケ ア	4	60	50	
バ リ ア フ リ ー 論	1	15		15
計	54	1,260	1,235	15

別表 2 (第 60 条関係)

検定料、入学金、授業料、施設費等

1. 検定料 (単位：円)

検 定 料	20,000	出願時に納付
-------	--------	--------

2. 授業料等 (単位：円)

学 科	区 分	金 額	備 考
介 専 護 福 攻 社 攻 専 科 攻 科	入 学 金	100,000	入学合格時に納付
	授 業 料	610,000	前・後期二期分納
	教 育 充 実 費	160,000	前・後期二期分納
	実 験 実 習 維 持 費	80,000	前・後期二期分納
	計	950,000	